

社会福祉法人信濃整肢療護園役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人信濃整肢療護園定款（以下「定款」という。）第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員等（以下「役員等」という。）の報酬に関して必要な事項を定める。

(報酬の支給)

第2条 下記役員等に対しては、それぞれの役員等に、次のとおり報酬を支給するものとする。

- (1) 理事・監事報酬
- (2) 評議員報酬
- (3) 評議員選任・解任委員報酬
- (4) 苦情解決に関する第三者委員

(報酬等の額の算定方法)

第3条 役員等の報酬の額は、定款第8条及び第22条に定める額の範囲内で、理事会が定めるものとし、報酬額は別表第1に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第4条 役員等への報酬の支払いは、理事会、監事監査会、評議員会、評議員選任・解任委員会及び苦情に関する第三者委員会に出席した都度、支給する。

- 2 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、職員が役員等の場合は、支給しない。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。
- 4 役員等が報酬の一部又は全額を辞退することが出来る。

(公表)

第5条 社会福祉法人信濃整肢療護園は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号の定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第7条 この規程の施行に関して必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する

*改正社会福祉法に基づき設置された評議員会の承認が必要であることから、新評議員による定時評議員会での承認後の施行日となります。

別表第1（第3条関係）

役職名（出席会議）	報酬の額	
理事・監事（理事会・評議員会）	1回	5,000円
評議員（評議員会）	1回	5,000円
評議員選任・解任委員（評議員選任・解任委員会）	1回	5,000円
苦情に関する第三者委員（第三者委員会）	1回	5,000円
*監事監査会	1日	15,000円

◎ 交通費については、実費精算とする。（税の対象外。）

タクシー代・・・自宅から施設までの往復（迎車代含。）

自家用車・・・自宅から施設まで往復 1km当たり20円×距離

高速道・・・実費

列車・・・最寄りの駅から屋代駅（特急、指定含。）

屋代駅から施設までタクシー往復

* 公務出張の場合は、職員出張の施設長と同様とする。